

城北地区 地域団体への助成金負担要領（案）2025|1111

前文

近年、核家族化や生活スタイルの多様化の進展により、地域の連帯意識が希薄化し、町内会への加入率の低下が指摘されている。一方で、頻発する自然災害や本格的な高齢社会の到来により、地域のつながりや支え合いの重要性が再認識され、町内会の役割が改めて注目されている。

こうした状況を踏まえ、地域の公益的な活動を支援することで、住民同士の交流や協力を促進し、安心して暮らせる地域づくりを進めることを目的として、本要領を定める。

第1条（目的）

本要領は、城北地区内において地域団体が実施する公益的な活動を支援し、地域のつながりの強化、安全・安心の確保および暮らしやすさの向上を図ることを目的とする。

助成金は、「鳥取市自治連合会交付金交付要領」の趣旨を踏まえ、鳥取市からの活動助成費および町内会加入世帯からの会費を原資として拠出されるものであり、その適正かつ円滑な運用にあたっては、加入世帯の理解と協力を不可欠とする。

助成の対象となる事業は、地域全体に恩恵が及ぶ公益性の高い活動とする。

第2条（対象団体及び事業）

助成対象は、次の各号の条件をすべて満たす団体及び事業とする。

1. 城北地区内で活動している非営利の団体であること。
2. 地域の交流、防災、環境美化、福祉、文化振興等、地域の公益性向上に資する事業であること。
3. 自主財源や他の助成制度の活用を基本としつつ、さらなる地域貢献のために支援が必要と認められる事業であること。
4. 地域の伝統や文化を継承・発信する活動（例：しゃんしゃん祭り振興会、城北太鼓振興会）も、公益的事業として助成対象とする。

第3条（参加機会の公平性及び透明性）

1. 助成金は、参加を希望する住民が実際に参加できる活動に限って支出するものとします。
2. 特定の個人、団体、グループまたは役員のみ限定される活動は、原則として助成対象外とする。
ただし、地域福祉の向上や社会参加の促進を目的とし、年齢・性別等に基づく参加制限がある団体（例：老人クラブ、婦人の会等）による公益性の高い活動については、助成対象とする場合がある。
3. 定員制の事業であっても、参加希望者を公募し、抽選や先着順等の公平な方法で選定している場合は、助成対象とする。

第4条（助成金額）

1. 助成金は、地域への効果及び公益性を考慮し、必要に応じて適切な額を年度毎に見直し交付する。
2. 必要に応じて、団体へのヒアリングを行うことができる。
3. 原則として、事業費（飲食を伴う活動等）の全額を助成することはできない。

4. 助成の妥当性については、前年度の第4回町内会長会（10月）において慎重に審査するものとする。

第5条（繰越金の目安）

1. 助成（支援）団体においては、過去数年の予算及び支出の平均を基に、新年度の活動財源が確保されるまでの2～3か月分の事業費に相当するつなぎ資金額を繰越金の目安とする。
2. 特別会計（基金）については、突発的な事象への対応、資機材の更新、事業の継続性確保等、基金の目的に応じた必要額を繰越金の目安とするものとし、画一的な割合によらず、各基金の性質や運用計画に基づいて適切に設定する。

第6条（申請方法）

助成を希望する団体は、前年度の9月末日までに、継続支援等の内容を自治会に申し出るものとする。

1. 事業の概要（目的、内容） *前年度総会資料等でも可
2. おおまかな予算及び必要な支援額
※書式は自由とし、簡易なメモでも可とする。

第7条（報告方法）

事業終了後、以下の内容を自治会に報告するものとする。

1. 実施した内容（簡単な説明） *総会資料等でも可
2. 助成金の使途（詳細は省略し、概略のみで可。決算書等）

第8条（審査基準）

助成対象事業の審査にあたっては、次の各号に掲げる基準を総合的に勘案し、町内会長会（常任理事会）において慎重に審査するものとする。

1. **公益性**：事業が地域全体に恩恵をもたらし、住民の福祉、安全、文化、環境等の向上に資するものであること。
2. **地域性**：城北地区に根ざした活動であり、地域住民の参加や協力を得て実施されるものであること。
3. **公平性**：特定の個人や団体に偏ることなく、広く住民に参加機会が開かれていること。
4. **継続性・発展性**：単発的な活動にとどまらず、継続的な地域貢献や今後の発展が見込まれること。
5. **財政健全性**：事業予算が妥当であり、助成金の使途が明確かつ適正であること。また、他の財源の活用や自己負担の工夫がなされていること。
6. **報告体制**：事業終了後に、実施内容や助成金の使途について適切な報告がなされる見込みがあること。
7. **緊急性・必要性**：地域課題への対応や突発的なニーズに基づく事業であり、助成の必要性が高いと認められること。

第9条（その他）

この要領に定めのない事項については、町内会長会（常任理事会）において柔軟に対応するものとする。

付則 この要領は、令和7年〇月〇日より施行する。